

食品安全委員会（第457回会合）議事概要

日 時：平成24年12月10日（月） 14：00～15：08
場 所：食品安全委員会大会議室
出席者：熊谷委員長ほか 名出席
傍聴者：報道 0名、役所 2名、一般 3名

議事概要

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・遺伝子組換え食品等 1品目

チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ1507系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON810系統、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR162系統並びに除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種（既に安全性評価が終了した5品種を除く。）

→厚生労働省から説明。

本品目については、遺伝子組換え植物の掛け合わせ品種であることから、平成23年7月21日食品安全委員会決定「遺伝子組換え植物の掛け合わせ品種の取扱いについて」に基づき、その取扱いを検討する必要がある。まず、委員長の指名する委員を中心に、「遺伝子組換え食品等専門調査会における調査審議を経ることなく、食品健康影響評価を行う」かどうか検討するため、委員長から山添委員が指名された。

山添委員を中心に検討した結果を、後日、委員会に報告することとなった。

（2）農薬専門調査会における審議結果について

- ・「アルドリン及びディルドリン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「1,3-ジクロロプロペン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。なお、「アルドリン及びディルドリン」については、評価書（案）を一部修正の上、募集手続に入ることとされた。

(3) 肥料・飼料等/微生物・ウイルス合同専門調査会（薬剤耐性菌に関するワーキンググループ）における審議結果について

- ・「塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤（ピルスー）の承認に係る薬剤耐性菌」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の熊谷委員長及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）について、意見・情報の募集手続きに入ることが了承された。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「シアゾファミド」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「メトキシフェノジド」に係る食品健康影響評価について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

「シアゾファミドの一日摂取許容量を0.17mg/kg体重/日と設定する。」「メトキシフェノジドの一日摂取許容量を0.098mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

- ・農薬「ピリフルキナゾン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「ブプロフェジン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「ピリフルキナゾンの一日摂取許容量を0.005mg/kg体重/日と設定する。」「ブプロフェジンの一日摂取許容量を0.009mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

- ・農薬及び動物用医薬品「イソプロチオラン」に係る食品健康影響評価について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

「イソプロチオランの一日摂取許容量を0.1mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。